

自分自身の判断による責任ある一票を投じましょう。

# 参議院議員通常選挙

※本宮公民館と上淀公民館は午後7時まで

## 投票は7月10日(日) 午前7時～午後8時

◇公示日：6月22日(水) ◇開票：7月10日(日) 午後9時～(鳥取県立武道館)

選挙管理委員会事務局 (☎23-5346、FAX23-5349)

### 期日前 投票期間

米子市役所4階、淀江支所1階、イオン米子駅前店(1階吹き抜け広場)

6月23日(木)～7月9日(土) 午前8時30分～午後8時

※イオン米子駅前店は7月6日(水)～9日(土) 午前10時～午後6時

### ▶投票できる方

- ▶投票日翌日までに18歳の誕生日を迎える方
- ▶3月21日以前に米子市に住民登録の届出をした方

### ▶投票場所

お住まいの地域の投票所

※投票所入場券(はがき)で投票所を確認してください。

### ▶最近市内で引っ越した方

引っ越し日によっては、引っ越し前のご住所の投票所での投票になる場合があります。投票所入場券で確認してください。

### ▶投票所入場券(はがき)

公示日の翌日から4日間程度で発送

1通に3人分の投票所入場券がついています。1人分を切り離して、投票所へ持参ください。

※届かない場合は、ご連絡ください。紛失した場合でも投票できます。投票所で本人が申し出てください。

### 期日前投票

選挙の当日  
投票に行けない方

### ▶対象者

仕事や旅行、冠婚葬祭などで投票所へ行けない方

### ▶持参するもの

投票所入場券、期日前投票宣誓書(入場券裏面)

※入場券が届く前でも、選挙権があれば投票できます。事前に期日前投票宣誓書を記入し、1人分を切り離し持参ください。

### 代理投票

病気やけがで  
投票用紙を書けない方

### ▶対象者 病気などで文字が書けない方

投票所で申し出てください。係員が候補者の氏名などを代理で書きます。係員は内容を他者に漏らしません。

### 筆記用具について

投票用紙への記入は、会場の鉛筆をご使用ください。鉛筆またはシャープペンシルを持参されても構いません。ボールペンは投票用紙にインクがにじむため、使用を控えてください。

有  
料  
広  
告

## 不在者投票

長期出張や入院などで投票所に行けない方

### ✓ 滞在地での不在者投票

▶対象者 仕事や用事のため米子市外に滞在している方

#### ▶投票の流れ

- ①不在者投票宣誓書・請求書を記入し送付してください。用紙は選挙管理委員会に請求または市ホームページからダウンロードできます。
- ②投票用紙が届きます。滞在地の選挙管理委員会に持参し、投票してください。  
※投票日までに投票用紙が届かない場合は無効です。なるべく早く投票してください。

### ✓ 指定病院・施設での不在者投票

▶対象者

不在者投票の指定を受けている病院や老人ホームなどの施設に入院・入所中の方

※投票方法は病院、施設にお問い合わせください。



▲市内の指定施設

米子市内の指定施設は、ホームページからご確認ください。電話でお問い合わせください。(https://www.city.yonago.lg.jp/12014.htm)

### ✓ 郵便による不在者投票

▶対象者 (表1)の手帳などの交付を受けている人で、障がいの種類が該当する方

▶投票に必要なもの 郵便等投票証明書

※事前に郵便等投票証明書の交付手続きなどが必要です。交付申請書は、選挙管理委員会か市ホームページから取得してください。

▼(表1)

| 手帳などの種類   | 障がいの種類など                     | 等級など         |
|-----------|------------------------------|--------------|
| 身体障害者手帳   | 両下肢・体幹・移動機能の障がい              | 1級、2級        |
|           | 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい    | 1級、3級        |
|           | 免疫・肝臓の障がい                    | 1級から3級       |
| 戦傷病者手帳    | 両下肢・体幹の障がい                   | 特別項症から第2項症まで |
|           | 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障がい | 特別項症から第3項症まで |
| 介護保険被保険者証 | 介護保険の要介護状態の区分                | 要介護5         |

#### ▶代理記載制度

郵便による不在者投票ができる方(表1)で、さらに(表2)に該当する方は、あらかじめ代理記載人を届け出て、投票用紙を代理で記載することができます。  
※代理で記載できる人は選挙権のある方に限る。

▶(表2)

| 手帳などの種類 | 障がいの種類など  | 等級など       |
|---------|-----------|------------|
| 身体障害者手帳 | 上肢・視覚の障がい | 1級         |
| 戦傷病者手帳  |           | 特別項症から第2項症 |

▶投票用紙請求期限 7月6日(水)(必着) ※請求は、公示日以前でもできます。

届いたらすぐに投票用紙に候補者名などを記入し、投票日までに選挙管理委員会へ届くよう簡易書留でご返送ください。

有  
料  
広  
告

